平成２２年（フ）第１４２７号
札幌市北区新琴似１条３丁目２番５号
債務者　村山　直美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３５号
札幌市西区八軒２条西２丁目８番１―305号
債務者　浅田美智恵
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４４号
札幌市東区北46条東16丁目１番39号　トミイマンション11号１階
債務者　奥村　春美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４号
埼玉県狭山市大字東三ツ木５番地の２　エクセレンス三ツ木201
債務者　貝澤有希子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７５号
埼玉県狭山市大字水野557番地の100　東工グリーンハイムⅡ201
債務者　西　　孝子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１６号
埼玉県坂戸市関間１丁目14番８号
債務者　宮嶋　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３３２号
埼玉県入間郡三芳町みよし台13番地１　サンフラワーみずほ台マンション101号
債務者　杉山　広美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５０号
埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目15番２―104号県営鶴ヶ島富士見団地
債務者　渋谷　久子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７９号
埼玉県入間市入間久保稲荷５―10―13、住民票上の住所埼玉県入間市宮寺2298番地８
債務者　吉川　和弘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８０号
埼玉県入間市入間久保稲荷５―10―13、住民票上の住所埼玉県入間市宮寺2298番地８
債務者　吉川　知子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７９号
静岡県伊東市荻734番地の２
債務者　土屋惠律子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７１号
名古屋市天白区原２丁目1020番地
債務者　篤　　常三
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７２号
愛知県津島市橘町１丁目39番地　ルピナス橘101
債務者　細江　典代
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３３号
名古屋市名東区猪子石２丁目1603番地　メゾンカナン406号
債務者　引地　幸夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８３号
名古屋市中村区岩塚町１丁目81番地の２　シャントハウス101号
債務者　佐々木里子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７号
福島県会津若松市城東町２番19号　市営住宅小田垣団地４棟15号、前住所福島県会津若松市門田町大字御山字村上346番地の３
債務者　宮下　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
神奈川県平塚市万田103番地の１　サンパレス湘南Ⅱ―103号
債務者　床井　弘一
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部